

農林水産部総合評価方式について、よくある質問（FAQ）

（R8. 8. 17 現在）

1 技術提案について

Q 技術提案型・簡易型(I)の技術提案について

A 技術提案型・簡易型(I)の「施工上の課題に対する技術提案」は、課題1つにつき文字サイズ 10 ポイント以上でA 4 用紙1 枚以内にまとめてください。その際、「具体的な技術提案」は 20 行以内（1 行あたり 30 文字以内）で記載してください。ただし、図表や写真に限り、課題1つにつき2 枚目にも記載できることとします。

上記の記載方法によらない課題については、評価しませんので注意してください。

技術提案は発注者が指定した項目数以内としてください。また、各項目には標題をつけ、1 項目につき具体的な技術提案は1 つとしてください。2 つ以上の提案があっても2 つ目以降の提案は評価されません。

記載事例については、別紙1～4、6を参考にしてください。

また、巻末の「総合評価方式における技術提案チェックシート」を必要に応じて活用して下さい。

【記号、数字の文字数の数え方の例】

文字の計算方法は、半角文字、半角数字、小数点、句読点は1 文字。

記号（例：m/s（3 字）、m²（2 字）、m³（2 字）、-（1 字）、「」（2 字）、℃（2 字））

簡条書きの行頭文字（例：・（1 字）、（1）（3 字）、1.（2 字）、①（1 字））

特殊文字（例：⑩（2 字）、㊦（3 字）、㊦（5 字））、Ⅱ（2 字）、Ⅲ（3 字）、Ⅷ（4 字））

Q 簡易型(II)「簡易な提案」について

A 発注工事の施工にあたり、現場状況を踏まえ、指定された2 項目について特に留意すべき事項を1 枚以内に記載してください。なお、提案1 項目につき8 行以内（1 行あたり4 5 文字以内）として、文字サイズは10 ポイント以上としてください。この記載方法によらない項目については、評価しませんので、注意してください。

なお、「簡易な提案」は記述のみとしており、図・写真・表は評価しません。

記載事例については、別紙5を参考にしてください。

記号、数字の文字数の数え方は簡易型(I)と同様です。

また、巻末の「総合評価方式における技術提案チェックシート」を必要に応じて活用して下さい。

Q 技術提案の評価について

A 提案の評価については、「履行が確認可能であること」、「現場状況を理解し、反映していること」に対して、工夫の度合いにより「優位」「やや優位」「中位」「やや低位」「低位」「0点」の評価とします。

異なる工事で同じ内容の提案があったとしても、個々の工事で現場条件は異なっているため、同じ評価とならない場合があります。

また、施工上の課題に対する技術提案、若しくは簡易な提案の項目が、ひとつでも未提出、未記入、あるいは提案内容が課題等とかけ離れているなど不適切な場合は、入札を無効とします。

Q 過度な費用負担を要する（オーバースペックな）技術提案について

A オーバースペックと判断される提案については評価されません。

次に例示しますが、次に該当する場合でも、現場条件や工事特性によっては必ずしもオーバースペックと判断されるわけではありませんのでご注意ください。

なお、オーバースペックの判断基準に関して、個別具体のお問い合わせにはお答えできません。

（１）設計図書等の設計条件に明記された項目を変更する技術提案

（例）コンクリート強度や水セメント比、鋼材強度など材料の仕様を変更する技術提案

（例）施工部位や環境条件を考慮せずに必要のない材料を使用する技術提案（高流動コンクリートやコンクリート混和剤の使用など）

（例）橋梁架設工法や指定仮設工法など設計図書に定められた工法を変更する技術提案

（２）設計図書に反映して実施すべき調査を追加する技術提案

（例）ボーリング調査や非破壊検査などの追加調査の実施

（３）設計図書等に定められた要求水準を超える過剰な上限値（数値）の技術提案

（例）濁水処理における過剰な水質（pH・SS）レベルの設定

（例）舗装表層における過剰な平坦性の数値設定

2 技術力の審査・評価について

Q 技術提案以外の技術評価について

- A 入札参加者が提出した技術資料の鑑様式により申請のあった加算点を付与します。
- ただし、落札候補者については技術資料（様式－２、様式－３）及び添付の証明書類により加算点を確認し、減点訂正となる場合には加算点を訂正し、落札候補者が変更となる場合には、次点候補者の加算点を確認します。

Q 技術資料等の中で、該当する実績などが無い場合はどうすればいいか？

- A 該当する実績などが無い場合には、「該当無し」と記載したうえで技術資料を提出してください。一般競争入札（条件付）公告に記載しているように、技術資料等に不備、不足がある場合は、入札で失格となること、または総合評価で加点されないことがあります。
- 不備、不足がないよう十分に確認し、公告に記載してある場所に期日までに提出してください。

Q 「工事成績」について

- A 過去の実績をより正確に評価するために、原則として、発注工事と同じ業種（土木一式工事、鋼構造物工事等）の工事成績評定点の平均点により評価します。
- 対象期間は、令和８年度発注工事の場合、土木工事では過去３年間（令和５年１月から令和７年１２月）に完成検査日が有る工事としております。

農林水産部、土木部において工事成績評定要領に基づいて評価を行った工事を対象としています。なお、県外企業で石川県発注工事の実績が無い場合は、国土交通省北陸地方整備局（空港、港湾を除く）または北陸農政局の工事成績評定点を同様に評価します。

Q 「優良工事」について

- A 以下の優良建設工事が該当します。
- | | |
|--------|--------------------|
| １．知事表彰 | 石川県知事表彰 |
| ２．部長表彰 | 石川県土木部長表彰、農林水産部長表彰 |
| ３．所長表彰 | 石川県土木部所管所長表彰 |
| | 石川県農林水産部所管所長表彰 |
| | 石川県主務課長表彰 |
- 対象期間は過去２年間で、令和８年度発注工事の場合、令和６年度から令和７年度に表彰されたものとします。（当該年度は含みません。）
- 技術資料（様式－２）に必要事項を記載してください。

Q 「ISO認証」について

A 技術資料提出期限時において有効であることとします。

技術資料（様式－２）に必要事項を記載し、ISO（9001、14001）認証書、いしかわ事業者版環境ISOの登録証、エコアクション21の認証・登録証の写しを添付してください。なお、認証・登録済みであるがISO認証書等の送付が遅れている場合は、それに代わる書類により証明してください。

Q 「技術者の保有資格」について

A 技術資料提出期限時において有効であることを確認します。

したがって、提出期限から工事着手までに取得予定であっても、加点対象とはしません。

Q 「配置予定技術者に係る資格者証等」について

A 配置予定技術者の資格は、「資格者証等」の写しにより確認しています。「資格者証等」について、平成27年度より、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書の写しにおいても有効であるとしてします。

Q 「地域貢献度」の「災害活動」について

A 直近1年間の災害体制を評価します。令和8年度発注工事の場合、4月30日以前は令和7年度を対象期間とし、令和8年5月1日以降は令和8年度を対象期間とします。

技術資料（様式－２）に必要事項を記載してください。

災害活動の応急工事実施体制が整っている者とは、「災害時における応急対策工事に関する基本協定」第4条（細目協定）の協力者である者を指します。

家畜伝染病の緊急対策業務実施体制が整っている者とは、「口蹄疫等の発生時における緊急対策に関する基本協定」第4条（細目協定）の協力者である者を指します。

Q 「地域貢献度」の「地域精通度」について

A 主たる営業所の所在地、農林水産部発注の工事施工実績を評価しますが、工事により評価項目が異なりますので、技術資料作成要領により確認してください。地域精通度の工事発注箇所と営業所の所在地の関係は以下のとおりです。

定義	県外企業とは、 主たる営業所が県外にあるもの
	県内企業とは、 1. 主たる営業所が石川県内にあるもの 2. 石川県内に当該工事に係る自社製造プラント工場を有する県外企業

単体又は特定JV代表者の評価は以下の通り行う。

●県内企業のみが入札参加する場合

	当該工事が存する市町名	当該工事が存する旧市町村名	建設業法上の主たる営業所の所在地、工事施工実績			
			旧市町村管内	旧土木事務所管内	土木総合事務所管内	左記以外 (〇点)
			(3点)	(2点)	(1点)	
1	珠洲市	珠洲市	珠洲市	珠洲土木事務所	奥能登土木総合事務所	各土木総合事務所管外
2	能登町	内浦町	内浦町			
3		柳田村	柳田村			
4		能都町	能都町			
5	輪島市	輪島市	輪島市	輪島土木事務所		
6		門前町	門前町			
7	穴水町	穴水町	穴水町	七尾土木事務所	中能登土木総合事務所	
8	七尾市	七尾市	七尾市			
9		中島町	中島町			
10		田鶴浜町	田鶴浜町			
11	能登島町	能登島町				
12	中能登町	鳥屋町	鳥屋町	羽咋土木事務所		
13		鹿西町	鹿西町			
14		鹿島町	鹿島町			
15	志賀町	富来町	富来町			
16		志賀町	志賀町			
17	羽咋市	羽咋市	羽咋市	津幡土木事務所	県央土木総合事務所	
18	宝達志水町	志雄町	志雄町			
19		押水町	押水町			
20	かほく市	高松町	高松町	金沢土木事務所 又は 鶴来土木事務所		
21		七塚町	七塚町			
22		宇ノ気町	宇ノ気町			
23	内灘町	内灘町	内灘町		鶴来土木事務所	
24	津幡町	津幡町	津幡町			
25	金沢市	金沢市	金沢市			
26	野々市市	野々市町	野々市町			
27	白山市	松任市	松任市			
28		美川町	美川町			
34		鶴来町	鶴来町			
35		河内村	河内村			
36		吉野谷村	吉野谷村			
37		鳥越村	鳥越村			
38		尾口村	尾口村			
39		白峰村	白峰村			
29	小松市	小松市	小松市	小松土木事務所	南加賀土木総合事務所	
30	能美市	根上町	根上町			
31		寺井町	寺井町			
32		辰口町	辰口町			
33	川北町	川北町	川北町			
40	加賀市	加賀市	加賀市			
41		山中町	山中町			

●県外企業が入札に参加する場合

	県内企業	県外企業
地域精通度加算点	3	0

Q 「地域貢献度」の「農林業への貢献」について

A 土地改良事業、森林土木事業において、前年度の農林業への貢献実績を評価します。

農林業への貢献とは、次のいずれかに該当するものを指します。

- ・ 農業委員会の許可を得て、農地等での農作物栽培を行っていること。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定の構成員となり活動を行っていること。
- ・ 多面的機能支払交付金に係る活動組織の構成員となり活動を行っていること。
- ・ 県市町又は地元町会等と協定締結を行う等して企業が森づくり活動を行っていること。
- ・ 「農村役立ち隊」の隊員であり、いしかわ農村ボランティアまたはトキめきボランティアの活動を行っていること。

なお、各ボランティアの詳細については次のホームページを参照ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/borantia/index.html>

Q 「地域貢献度」の「農林業への貢献」についての問い合わせ窓口

A 「農林業への貢献」についての問い合わせ窓口については、次のとおりである。

- ・ 農地等での農作物栽培に関することについては、農林総合事務所農業振興部農業振興課が窓口です。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定に関することについては、農林総合事務所管理部企画調整室が窓口です。
- ・ 多面的機能支払交付金に係る活動組織に関することについては、農林総合事務所土地改良部計画課が窓口です。
- ・ 地域と連携した森づくり活動に関することについては、農林総合事務所森林部林業振興課が窓口です。
- ・ いしかわ農村ボランティア、トキめきボランティアに関することについては、石川県農林水産部里山振興室里山振興グループが窓口です。

Q 「同種工事の施工実績」について

A 「同種工事の施工実績」については、実績を求めない場合、あるいは企業の実績、配置予定技術者の実績の一方または両方を求める場合があります。発注工事の技術資料作成要領により確認してください。

対象期間は15年前の年度当初から技術資料提出期限までに完成した工事とします。

令和8年度発注工事の場合は、平成23年度からです。

土木工事ではCORINSに登録可能な発注機関が発注した工事で評価します。

ただし、工事によっては発注機関を限定する場合があるため、対象工事の技術資料作成要領を確認してください。

技術資料（様式－2、様式－3）に必要事項を記載し、同種工事の施工実績を確認できるCORINSなどの写しを添付してください。

なお、企業の実績については石川県内での実績に限定します。

また、配置予定技術者の実績については県外の実績も可とします。

Q 古い工事のため、入札参加者が施工実績の資料を保存していない場合

A 契約書、図面等により施工実績を確認することを原則とします。古い工事で、自社に資料がない場合は、発注者に確認するなどしてください。口頭の場合は不可とします。

Q 共同企業体で受注した工事の施工実績について

A 過去に共同企業体として受注した工事の代表者、構成員にかかわらず施工実績として認めています。

Q 下請け工事の「同種工事の施工実績」について

A 下請け工事の施工実績については、企業の「同種工事の施工実績」として認めておりません。

Q 配置予定技術者の下請け工事における「同種工事の施工実績」について

A 配置予定技術者については、下請け工事における施工実績も認めていますが、主任技術者又は監理技術者としての実績を証明する書類（CORINSなどの写し）を必ず添付してください。

ただし、工事によって対象を限定する場合もあるため、対象工事の技術資料作成要領を確認してください。

Q 配置予定技術者の施工実績は現場代理人としての経験でもいいのですか？

A 配置予定技術者の施工実績は「主任技術者又は監理技術者」としての実績のほか、現場代理人としての実績も総合評価方式での加点対象としています。

ただし、工事によっては対象とする役職を限定する場合があるため、対象工事の技術資料作成要領を確認してください。

Q 企業の施工実績についての添付資料

A 技術資料（様式－２）に施工実績として記載した工事については、工事内容を確認できる書類の添付が必要です。CORINSの写しまたは契約書の写しを有効とします。

なお、評価対象となっている工種、概要などについての記載が無いなど、契約書の写しでは記載内容の全てを確認することができない場合には、補足資料として工種、概要などを確認できる図面や設計内訳書等を添付することが必要です。

Q 配置予定技術者の施工実績についての添付資料

A 技術資料（様式－３）に施工実績として記載した工事については、工事内容を確認できる書類の添付が必要です。CORINSの写しまたは契約書の写しを有効とします。

なお、評価対象となっている工種、概要などについての記載が無いなど、契約書の写しでは記載内容の全てを確認することができない場合には、補足資料として工種、概要など

を確認できる図面や設計内訳書等を添付することが必要です。

Q 契約時、または工事途中での配置予定技術者の変更について

A 基本的には認められません。

ただし、工事途中で死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職など特別な理由の場合は、すみやかに発注者と協議してください。

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により、どうしても変更の必要が生じた場合※は、発注者と協議のうえ、原則、評価した技術者と同等以上の人を配置してください。

※主任（監理）技術者が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等

Q 建設系CPD協議会加盟団体及び各団体の推奨単位について

A 建設系CPD協議会加盟団体の推奨単位は下記のとおりです。

令和8年4月1日現在

N o .	加盟団体	推奨単位 (年)	CPD 証明 書の有無
1	(公社)空気調和・衛生工学会	50ポイント	有
2	(一財)建設業振興基金	12単位	有
3	(一社)建設コンサルタンツ協会	50単位	有
4	(一社)交通工学研究会	50単位	有
5	(公社)地盤工学会	50単位	有
6	(公社)森林・自然環境技術者教育研究センター	20CPD時間	有
7	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	50単位	有
8	(一社)全国測量設計業協会連合会	20ポイント	有
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット	有
10	(一社)全日本建設技術協会	25単位	有
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD単位	有
12	(公社)土木学会	50単位	有
13	(一社)日本環境アセスメント協会	50単位	有
14	(公社)日本技術士会	50単位時間	有
15	(公社)日本建築士会連合会	12単位	有
16	(公社)日本コンクリート工学会	—	—
17	(公社)日本造園学会	50単位	有
18	(公社)日本都市計画学会	50単位	有
19	(公社)農業農村工学会	50CPD	有

推奨単位としては「必要な単位」、「望ましい単位」を定めている団体については「必要な単位」を推奨単位とします。((一社)全国土木施工管理技士会連合会など)

1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とします。((公社)日本技術士会など)

推奨単位を定めていない団体については評価の対象としません。

Q 全ての工事においてCPD(継続教育)が評価項目となるのですか。

A 簡易型（Ⅰ）、簡易型（Ⅱ）、実績簡易型、簡易型（Ⅲ）の全ての業種を対象とします。

Q 建設系CPD協議会加盟団体、及び建築CPD運営協議会の構成団体であればどの団体でも良いのですか。

A どの団体の証明でも構いません。発注工事の種別とCPD運営団体との関連は問いません。

Q 前年度とは、どの時点を基準とするのですか。

A 入札公告日の前年度とします。令和8年度発注工事の場合は、令和7年度が対象となります。

Q 複数の団体においてCPD取得単位がある場合はどのように扱うのですか。

A 建設系CPD協議会加盟団体及び建築CPD運営協議会の構成団体のうちから1団体のみ認めるものとします。複数の団体においてCPD取得単位がある場合は、相互認証制度を活用し、1団体に集約してください。

Q 取得単位はどのように確認するのですか。

A 各団体が発行する学習履歴の証明書の写しを確認します。証明書の発行を行っていない団体については評価の対象としません。

3 総合評価の結果について

Q 評価結果の公表について

A 技術評価点、入札額、評価値を県のホームページ上で公表しています。

Q 加算点の内訳、技術評価の採点内容を教えてもらえるか？

A 窓口で、自社の評価項目ごとの加算点について口頭で回答します。
電話による問合せには、回答いたしません。

Q 落札者とならなかった理由を知りたいのですが、どうしたらいいですか？

A 技術資料作成要領に記載しているとおり、当該工事の落札者決定の日から起算して7日（休日を含まない。）以内に技術資料作成要領に記載してある場所で、書面で申請していたければ、後日お知らせします。

4 技術提案の履行について

Q 技術提案の履行に伴う工事金額の変更について

- A 技術資料作成要領に記載しているとおり、技術提案に記載された内容については、履行状況について確認・検査します。ただし、技術提案の履行に伴う工事金額の変更は行いません。

Q 技術提案をした内容の施工ができなくなった場合

- A 技術資料作成要領に記載しているとおり、技術提案に記載された内容については、受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、原則として入札時の技術提案等を満たす状態とするよう、再施工させることにしています。

再施工が合理的でない場合は、加算点を再計算して修正の契約額を算出し、差額分を受注者に課すことにしています。併せて、工事成績評定を5点減点するなどの処置をとることとしています。

Q 総合評価で技術提案した内容は、工事成績評定の工事特性、創意工夫、社会性等に関する加点対象となるか

- A 総合評価の技術提案も工事特性、創意工夫、社会性等に関する加点対象になります。

Q 設計書で現場環境改善費の費用を計上している場合、総合評価で技術提案した内容の履行に係る費用について、特記仕様書の現場環境改善費に関連する内容のものは、現場環境改善費にかかった費用として扱ってもよいか。

- A 現場環境改善費用として扱いません。

Q 技術提案で記載された内容について、契約後に発注者が認める場合は、協議書を取りかわすことで履行内容を変更または取り止めることはできますか？（再施工や減点等の対象とはならないでしょうか？）

- A 技術提案された内容については原則履行しなければなりません。ただし、発注者から指示があった場合や条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、すみやかに発注者と協議して下さい。

Q オーバースペックと判断された技術提案には履行義務はないのですか？

- A オーバースペックと判断された技術提案でも記載されている項目はすべて履行義務を負うことになります。

5 簡易型(Ⅲ)について

Q 簡易型（Ⅲ）を新設した目的は？

- A 令和6年能登半島地震の発生に伴い、早急に工事着手する必要性が生じたため、技術力をある程度確保しつつ速やかに災害復旧工事に取りかかるため、技術提案を省略した総合評価として簡易型（Ⅲ）を新設しました。

Q どのような工事に適用されるのか？

- A 令和6年以降の災害復旧工事で①災害復旧工事のうち予定価格が1億円以上15億円未満の工事、②WT0対象工事金額未満の概略発注対象工事に適用されます。ただし、発注者が必要と判断した場合は通常の簡易型（Ⅰ）、簡易型（Ⅱ）を適用される場合があります。

Q 復旧・復興JV で入札に参加する場合、総合評価の評価対象を分かりやすく教えて欲しい。

A 企業の技術力（同種工事、工事成績、優良工事、ISO）は、構成員のうちいずれかの実績を対象として評価します。ただし同一企業とします。

配置予定技術者の技術力（同種工事、資格、CPD）は、構成員のうちいずれかの企業が専任して配置する技術者を対象として評価します。ただし同一企業の技術者とします。

地域貢献度（災害活動、農林業への貢献）は構成員のうちいずれかの実績を評価します。

地域貢献度（地域精通度）は代表者の営業所の所在地及び代表者の工事施工実績で評価します。

評価項目		評価内容
企業の技術力	同種工事の実績	構成員のうちいずれかの実績 (ただし、「企業の技術力」の評価は 同一企業を対象とする)
	工事成績	
	優良工事	
	I S O 認証等	
配置予定技術者の 技術力	同種工事の実績	構成員のうちいずれかの企業が 専任して配置する技術者の実績 (ただし、「配置予定技術者の技術力」の 評価は同一企業の技術者とする)
	保有資格	
	CPD(継続教育)	
地域貢献度	災害活動	構成員のうちいずれかの実績
	地域精通度 (主たる営業所の 所在地)	代表者の営業所の所在地
	地域精通度 (工事施工実績)	代表者の実績
	農林業への貢献	構成員のうちいずれかの実績
施工体制確保の確実性		品質確保の実効性 施工体制確保の確実性
不正項目 (減点項目)	談合等に関する 指名停止	構成員のうち一者でも該当する場合

6 実績評価型について

Q 実績評価型を新設した目的は？

- A 近年の資材価格、労務費の上昇により工事価格が上昇し、一般的な工事で技術的工夫の余地が少ない工事でも、技術提案を求めておりました。しかし、これらの工事は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行うことで工事品質を確保できるため、技術提案を省略し、施工の確実性及び品質を確保する観点から、企業の実績を評価する実績評価型を新設しました。

総合評価方式における技術提案チェックシート

チェック欄

- ・ 技術提案型・簡易型(Ⅰ)の場合、(様式－１)に記入してある「施工上の課題」は技術資料作成要領に書かれている内容と同じか。 ☐
- ・ 簡易型(Ⅱ)の場合、(様式－１)に記入してある「指定された２項目」は技術資料作成要領に書かれている内容と同じか。 ☐
- ・ 施工上の課題と標題や具体的な技術提案がかけ離れていないか。 ☐
- ・ 提案にオーバースペックな(過度な費用負担を要する)内容が書かれていないか。 ☐
- ・ 文字の大きさは１０ポイント以上か。 ☐
- ・ １行あたりの文字数は適正か。(印刷したものを確認)
(技術提案型・簡易型(Ⅰ)：３０文字以内、簡易型(Ⅱ)：４５文字以内) ☐
- ・ 半角文字・数字、記号等の文字数の数え方は適切か。 ☐
- ・ 行数は適正か。(印刷したものを確認)
(技術提案型・簡易型(Ⅰ)：２０行以内、簡易型(Ⅱ)：８行以内(１項目あたり)) ☐
- ・ 技術提案型・簡易型(Ⅰ)の場合、発注者が定めた項目数以内となっているか。 ☐
- ・ 技術提案型・簡易型(Ⅰ)の場合、１項目につき、具体的な技術提案は１つとなっているか。 ☐
- ・ 技術提案型・簡易型(Ⅰ)の場合、２枚目に記載した図表に説明文を記載していないか。 ☐
- ・ 簡易型(Ⅱ)の場合、図・写真・表が記載されていないか。 ☐

